

新潟市電線共同溝管理規程

（目的）

第1条 この規程は、新潟市長（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）（以下「法」という。）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。
- (2) 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- (3) 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線及び通信線等をいう。
- (4) 「占用物件」とは、道路管理者以外の者が、道路管理者の許可を受けて電線共同溝に敷設する電線、通信線及び地上機器等をいう。
- (5) 「占用者」とは、前号の占用物件について、道路管理者から占用の許可を受けた者をいう。
- (6) 「占用工事」とは、占用者が行う占用物件の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する工事をいう。
- (7) 「請負者」とは、道路管理者から電線共同溝に関する点検及び工事等を請け負って実施する者をいう。

（管理区分）

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件は占用者が、それぞれ管理する。

（台帳の作成及び保管）

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

2 台帳に記入すべき事項は、次の各号によるものとする。

- (1) 電線共同溝の位置、規模及び構造
- (2) 収容物件の敷設状況
- (3) 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日
- (4) 収容物件の管理者名、連絡先
- (5) 整備道路指定年月日、地番、延長、上下車線の別
- (6) その他必要事項

3 占用者は、道路管理者に申し出て台帳を閲覧することができる。

4 占用者は、占用者に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、速やかに道路管理者に届け出を行い、道路管理者は台帳の修正を行うものとする。

（収容物件の明示）

第5条 道路管理者及び占用者は、地下に設ける収容物件に管理者名、敷設年、電圧（電気事業法に基づき設ける電線に限る）等を明示する。

（収容物件に変更がある場合の措置）

第6条 道路管理者は、法第11条第1項及び第12条第1項の規定に基づく占用の許可をしようとするときには、予め関係占有者の意見を聴くものとする。

（工事の施行）

第7条 道路管理者は、道路の改築並びに維持修繕工事、電線共同溝及び道路設備に関わる工事の施行により、収容物件に影響を及ぼす恐れがあるときは、必要に応じ立会を求め、予め関係する占有者と協議を行わなければならない。なお、災害復旧等緊急の工事については、占有者に通知することにより、工事を施行できる。また、工事に際しては、電線共同溝、道路設備及び占有物件に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

2 占有者は、占有工事を施行しようとするときには、電線共同溝占有工事施行承認願（別記第1号様式）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、当該工事が電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成7年6月21日政令第256号）第7条第2項第1号の規定に基づく届出（敷設工事の届出）に該当する場合は、提出を省略することができるものとする。

3 占有者は、占有工事を着手する時又は完了した時は、道路管理者に電線共同溝占有工事着手届（別記第2号様式）又は電線共同溝占有工事完了届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

4 占有者は、占有工事の施行により電線共同溝、道路設備及び他の占有物件に影響を及ぼす恐れがあるときは、必要に応じ立会を求め、予め道路管理者及び他の占有者と協議を行わなければならない。なお、災害復旧等緊急の工事については、道路管理者及び他の占有者に通知することにより、工事を施行できる。また、工事に際しては電線共同溝、道路施設及び他の占有物件に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

5 道路管理者は、道路法第24条に係わる工事及び占有者以外が行う道路法第32条に係わる工事等（以下「道路法24条工事等」という。）の施行により、電線共同溝、道路設備及び占有物件に影響を及ぼす恐れがあるときは、道路法24条工事等を施行する者に必要な措置（立会、協議含む）を講じさせなければならない。

（電線共同溝への入溝）

第8条 占有者は、占有物件の点検及び工事等により、電線共同溝のマンホール及びハンドホールに入溝しようとするときは、予め道路管理者へ電線共同溝入溝承認願（別記第4号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 占有者は、事故及びその他やむを得ない事由により緊急に入溝しようとするときは、道路管理者に連絡の上、入溝できる。その場合、遅滞なく電線共同溝入溝承認願を道路管理者に提出し、作業内容等の確認を受けなければならない。

3 占有者は、入溝及び共同溝内の作業が完了したときは、電線共同溝入溝（作業）完了届（別記第5号様式）に必要事項を記載の上、道路管理者に提出しなければならない。

（点検及び通報の義務）

第9条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。また、点検にあたっては、道路管理者及び占有者がそれぞれの管理部分を行うものとする。なお、道路管理者の点検時期と占有者の点検時期が、接近若しくは重複する場合等には、道路管理者と占有者が協議の上、どちらかが受託して行うことができるものとする。

2 道路管理者及び占有者は、点検又は工事等の際に電線共同溝及び収容物件に異常を発見した場合、必要に応じ、別途道路管理者が定める緊急連絡系統図に基づき、直ちに関

係者に通報するとともに、応急的な措置を講じなければならない。

- 3 前項の異常を発見した占有者は、必要に応じ、速やかに設備異常発見報告書（別記第6号様式）を道路管理者に提出しなければならない。
- 4 道路管理者は、電線共同溝に異常が発見されたとき、占有者と協議のうえ、機能が回復するための措置を講じなければならない。

（費用の負担）

第10条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用（以下「管理費」という。）は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕費及び宿舍費並びに事務費の合計額とする。

- 2 管理費のうち当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに補償費は、その合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。ただし、道路管理者は、この規定によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。

- 3 前号の占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 工事等により、電線共同溝及び収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、第2項の規定にかかわらずその原因者の負担とする。

- 5 特定の者の必要により生じた当該電線共同溝の改築等に要する費用は、原因者の負担とする。

- 6 管理費のうち、船舶及び機械器具費、営繕費及び宿舍費並びに事務費の算出は次の各号に定めるところにより、占有者が負担するものとする。

(1) 船舶及び機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに補償費の合計額を基準額として次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、基準額が5,000,000円未満の場合は負担は要しない。

基準額	船舶及び機械器具費の率
20,000,000円以下の金額	0.8%
20,000,000円をこえ50,000,000円以下の金額	0.6%
50,000,000円をこえ80,000,000円以下の金額	0.4%
80,000,000円をこえる金額	0.2%

(2) 営繕費及び宿舍費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに船舶及び機械器具費の合計額を基準額として次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、基準額が5,000,000円未満又は工期が100日未満の場合は負担は要しない。

基準額	営繕費及び宿舍費の率
20,000,000円以下の金額	1.0%
20,000,000円をこえ50,000,000円以下の金額	0.8%
50,000,000円をこえ80,000,000円以下の金額	0.6%
80,000,000円をこえる金額	0.4%

- (3) 事務費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕費並びに宿舍費の合計額を基準額として次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて得た額の合計額とする。

基準額	事務費の率
20,000,000 円以下の金額	10%
20,000,000 円をこえ 50,000,000 以下の金額	8%
50,000,000 円をこえ 80,000,000 以下の金額	6%
80,000,000 円をこえる金額	4%

- 7 占有者が負担することとなる電線共同溝の管理に要する費用については、道路管理者が通知する管理費徴収資金計画書に基づき、新潟市長の発行する納入通知書により、占有者が納入するものとする。
- 8 道路管理者は徴収した管理費を毎会計年度末に精算するものとする。ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算することができる。

(切断事故等への対応)

- 第 11 条 道路管理者及び占有者は、切断事故等に速やかに対応するため、日常から復旧用資機材を備える等即応対制を整えるものとする。
- 2 道路管理者及び占有者は、切断事故等の機能回復を遅滞なく行うため、復旧方法等について、協議するものとする。また、復旧にあたっては、道路管理者及び占有者がそれぞれの管理部分を施行するものとするが、道路管理者と占有者の復旧工事の内容が類似する場合、若しくは重複する場合等には道路管理者と占有者が協議の上、どちらかが受託して施行できるものとする。

(電線共同溝、道路設備及び占用物件に係わる事故等の責任)

- 第 12 条 道路管理者が行う電線共同溝工事、道路法 24 条工事等に起因する事故の責任は以下のとおりとする。

事故等要因	道路 管理者	占有者	その他 (24 条申 請者第三者等)
①道路管理者の行なう工事	有責	無責	—
②電線共同溝入溝者の行なう 道路法第 32 条に係わる工事	無責	有責	—
③電線共同溝入溝者以外の者が行う道路 法第 32 条に係わる工事	無責	—	有責
④道路法第 24 条に係わる工事	無責	—	有責
⑤災害	無責	無責	—
⑥第三者に起因する事故等	無責	無責	有責

- 2 前項の①において、道路管理者が行う工事の計画、設計、監督等について、道路管理者に過失が認められない場合、請負者がその責を負う。

- 3 本条に定められていない事項については、道路管理者、占用者及び事故原因者等の間において、協議するものとする。

（損害又は紛争の処理）

第 13 条 収容物件の設置、管理の瑕疵及び点検・工事等に起因して第三者（収容物件の敷設者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者において解決しなければならない。

（関係法令の遵守）

第 14 条 道路管理者及び占用者は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

- 2 占用者は、通信線の一部を他の者に使用させる場合、その者にこの規程を遵守させるものとする。

（保安細則）

第 15 条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について、電線共同溝の管理に関する保安細則を定めることができる。

（規程に関する疑義）

第 16 条 この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占用者が協議するものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

電線共同溝占用工事施行承認願

年 月 日

新潟市長 様

住 所
氏 名
担当者
連絡先
印

次のとおり、電線共同溝占用工事を施行したいので、新潟市電線共同溝管理規程第 7 条第 2 項に基づき承認願います。

目 的	
路 線 名	
場 所	(自) 地先 ～ (至) 地先
延 長	L = m
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 名	
工 事 内 容	
規 模 数 量	
添 付 図 面	位置図，平面図，その他

決 裁	課 長	課長補佐	課長補佐	まちづくり係長	整備係長	維持係長	管理係長	係
起案		決裁		施行		(職・氏名・印) 起案者		
市処理欄								

電線共同溝占用工事施行承認書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名
担当者
連絡先
様

目 的	
路 線 名	
場 所	(自) 地先 ～ (至) 地先
延 長	L = m
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 名	
工 事 内 容	
規 模 数 量	
添 付 図 面	位置図，平面図，その他

年 月 日付けで申請のあった電線共同溝の占用工事については、下記の条件を付して承認します。

新潟市長 篠田 昭

記

工事の施行にあたっては、新潟市電線共同溝管理規程及び保安細則を厳守すること。

電線共同溝占用工事着手届

年 月 日

新潟市長 様

住 所
氏 名
担当者
連絡先
印

次のとおり、電線共同溝占用工事の着手を、新潟市電線共同溝管理規定第7条第3項の規定により届け出ます。

路 線 名			
場 所	番地先		
承認年月日 及び番号	年 月 日	第	号
工事着手 (予定)年月日	年 月 日		
工事完了 (予定)年月日	年 月 日		
現場責任者 及び工事請負者	現場責任者 工事請負者	電話番号	電話番号
添付書類	工程表		

※この届出は、工事着手の3日前（土休日は除く）までに提出してください。

決 裁	課 長	課長補佐	課長補佐	まちづくり係長	整備係長	維持係長	管理係長	係
起案		決裁		施行		(職・氏名・印) 起案者		

市処理欄

電線共同溝占用工事完了届

年 月 日

新潟市長 様

住 所
氏 名
担当者
連絡先
印

次のとおり、電線共同溝占用工事の完了を、新潟市電線共同溝管理規定第7条第3項の規定により届け出ます。

路 線 名			
場 所	番地先		
承認年月日 及び番号	年 月 日	第	号
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		
現場責任者 及び工事請負者	現場責任者 工事請負者	電話番号	電話番号
添付書類	写真		

※この届出は、工事完了後の7日以内に提出してください。

決 裁	課 長	課長補佐	課長補佐	まちづくり係長	整備係長	維持係長	管理係長	係
起案		決裁	施行		(職・氏名・印) 起案者			
市処理欄								

電線共同溝入溝承認願

[事前・緊急（事後）]

年 月 日

新潟市長 様

住 所
氏 名 印
担当者
連絡先

次のとおり、電線共同溝に入溝したいので、新潟市電線共同溝管理規程第 8 条第 1 項に基づき承認願います。

入 溝 目 的	
路 線 名	
入 溝 場 所	(自) 地先 ～ (至) 地先
延 長	L = m (右側・左側・横断)
入 溝 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
入 溝 者	入溝責任者 会社名 住所 電話番号 (作業従事者 他 名)
火 気 使 用	有・無 使用火気名 作業内容 火気使用責任者

決 裁	課 長	課長補佐	課長補佐	まちづくり係長	整備係長	維持係長	管理係長	係
起案		決裁		施行		(職・氏名・印) 起案者		
市処理欄								

留 意 事 項

1 異常時等の通報に関すること。

- (1) 電線共同溝のマンホール及びハンドホールへの入溝に際し、電線共同溝や収容物件に異常を発見した時、若しくは危険を及ぼすような事故が発生し又は発生する恐れになった時には、直ちに道路管理者に通報するとともに、状況によっては応急的措置を講じること。
- (2) 前号に該当するときは、速やかに設備異常発見報告書を道路管理者に提出すること。

2 入溝時の事故防止に関すること。

- (1) 電線共同溝のマンホール及びハンドホールへの入溝に際しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 入溝する場合は、入溝責任者が現地に常駐し、電線共同溝入溝承認書を携行すること。
- (3) 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用すると共に、入溝責任者は身分証明書を携帯すること。
- (4) 入溝責任者は、入溝前に電線共同溝内の有毒なガス等の有無を確認すること。
- (5) 電線共同溝のマンホール及びハンドホール内での火気使用については、道路管理者が許可した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯すること。
- (6) 電線共同溝のマンホール及びハンドホール内は、禁煙とする。
- (7) 電線共同溝の構造及び収容物件に支障を及ぼさないために、必要な措置を講じるとともに、点検、工事等に伴う事故発生を未然に防止すべく万全の対策を行うこと。
- (8) 歩行者及び車両等道路交通に支障を及ぼす場合は、当該箇所に柵、コーン及び工事標識等を設けると共に、保安要員を配置するものとし、道路交通の危険防止に必要な措置を講じること。
- (9) 入溝完了後は、点検、工事用資機材を速やかに搬出し、入溝区域の清掃を行うこと。
- (10) 入溝完了後は、マンホール及びハンドホール蓋の施錠を確実にすること。

3 入溝時の記録に関すること。

入溝した時は、電線共同溝入溝日誌に必要な事項を記載の上、新潟市電線共同溝管理規程第8条第3項に定める作業完了届に添付し、道路管理者に提出すること。

4 マンホール及びハンドホール蓋の鍵に関すること。

- (1) 原則として、鍵は、入溝期間中、毎日貸与を受け、毎日返納すること。
- (2) 鍵の貸与を受ける時は、鍵の使用責任者及び入溝責任者を定めて、電線共同溝鍵貸出簿に必要事項を記入し、道路管理者の確認を受けた上で、鍵の貸与を受けること。なお、鍵の使用責任者と入溝責任者は兼務することができる。
- (3) 鍵の使用責任者は、鍵を返却するときは、電線共同溝鍵貸出簿に必要事項を記入して鍵を返納し、道路管理者の確認を受けること。

電線共同溝入溝承認書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名
担当者
連絡先
様

入 溝 目 的			
路 線 名			
入 溝 場 所	(自)	地先 ～ (至)	地先
延 長	L =	m	(右側・左側・横断)
入 溝 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
入 溝 者	入溝責任者 会社名 住所 電話番号 (作業従事者 他 名)		
火 気 使 用	有・無 使用火気名 作業内容 火気使用責任者		

年 月 日付けで申請のあった電線共同溝の入溝については、別紙の条件を付して承認
します。

新潟市長 篠田 昭

電線共同溝入溝（作業）完了届

年 月 日

新潟市長 様

住 所
氏 名 印
担当者
連絡先

次のとおり，電線共同溝の入溝について完了したので，新潟市電線共同溝管理規定第8条第3項の規定により届け出ます。

入 溝 目 的	
路 線 名	
入 溝 場 所	(自) 地先 ～ (至) 地先
入 溝 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
入 溝 (作 業) 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	電線共同溝入溝日誌

決 裁	課 長	課長補佐	課長補佐	まちづくり係長	整備係長	維持係長	管理係長	係
起案		決裁		施行		(職・氏名・印) 起案者		
市処理欄								

設備異常発見報告書			
新潟市長 様			
年 月 日			
住所 氏名 担当者 連絡先			
路線名		電線共同溝名	
場所	番地先（右側・左側・横断）		
設備異常の種別	・電線共同溝本体 ・収容物件（企業名）		
発見者	企業名 氏名 電話番号		
発見年月日	年 月 日		
設備異常の状況	(詳細に記述)		
添付書類	写真，その他（）		

決裁	課長	課長補佐	課長補佐	まちづくり係長	整備係長	維持係長	管理係長	係
起案		決裁		施行		(職・氏名・印) 起案者		
市処理欄								